三洋電機洋友会規約

第1条(名 称)

本会は、三洋電機洋友会(以下「洋友会」または「本会」という)と称する。

第2条(目 的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員と会社の連帯感を強めることを目的とする。

第3条(会 員)

本会は、下記会社に在籍していた役員(相談役、顧問含む)、社員(出向社員含む)で、洋友会への入会者(以下「会員」という)によって構成するものとする。

- (1)三洋電機株式会社、及び三洋電機労働組合と労働協約を締結していた会社等に在籍し退任した役員及び勤務し退職した社員で、入会時満50歳以上であること
- (2)パナソニック株式会社及びパナソニックグループ会社に在籍し退職した社員で、入会時満50歳以上であること
- (3)洋友会入会においては、入会地区会員の推薦、及び地区会長の承認が得られること
- (4)入会時会員には「三洋電機洋友会会員証」(以下会員証)を貸与すること 会員証を紛失・破損などの場合、所属地区にて再発行の手続きをすること

第4条(事務局)

本会は、本部事務局を大阪府大東市赤井1丁目2番10号ポップタウン住道本館6階に置き、地区事務局を各地区に置くものとする。

第5条(組織)

本会の組織は、本部及び地区にて構成するものとする。

第6条(活動)

本会は、下記の活動を行うものとする。

- (1)会報誌「洋友」(年4回発行)による情報提供
- (2)ホームページを利用した情報提供
- (3)文化、教養活動のための会合等の開催
- (4)その他、本会の目的達成に必要な事項

第7条(慶弔金)

本会は、会員に対し下記の慶弔金制度を設けるものとする。

- (1)会員本人長寿祝
 - ①喜寿(満 77 歳) 10,000 円
 - ②米寿(満 88 歳) 20,000 円
 - ③白寿(満99歳) 50,000円
- (2)金 婚 祝 5,000 円(ご結婚月の6ヶ月前から1ヶ月後までの期間に会員本人の申請により金婚祝を贈呈する)
- (3)会員本人弔事

① 中慰金 10,000 円 ②供 花 15,000 円限度

③ 弔 電 2,000 円限度

(4)配偶者弔事 3,000円(ご逝去後3ヶ月以内に会員本人の申請によりお供えをする)

第8条(本部役員)

本会に次の本部役員を置くものとする。

会長1名、副会長2名、会計2~4名、会計監査2名、幹事若干名、事務局(会社派遣)、 及び必要に応じて相談役、顧問若干名を置くことが出来る。

第9条(地区役員)

本会に次の地区役員を置くものとする。

会長1名、副会長1~3名、会計2~4名、会計監査2名、幹事若干名、必要に応じて相

談役、顧問を置くことが出来る。尚、地区会長は本部役員を兼ねるものとする。

第10条(役員の選出)

役員については、本部総会及び地区総会に於いて決定するものとする。

第 11 条(役員の任期)

役員の任期は、2年間とする。但し、再任を妨げないものとする。

第12条(会 計)

- 1.会計年度は、4月1日から、翌年3月31日迄の1年間とするものとする。
- 2.本会の運営は、会員の入会金、年会費、及び会社の助成金その他を充てるものとする。
 - (1)入会金 20,000 円、年会費 4,800 円(活動費 3,600 円、慶弔引当金 1,200 円)を基本とする。 但し、入会時の活動費は入会月に応じて月割りとする。
 - (2)入会金、年会費は返却しないものとする。
 - (3)入会金、慶弔引当金は、第7条の慶弔金制度の適用を基本とする。
- 3.年会費は、年齢により下記の通り適用するものとする。
 - (1)満 60 歳未満の入会者は、年会費(活動費)3,600 円とし、満 60 歳を迎えた翌年度より 年会費を4,800 円とする。
 - (2)満 61 歳以上の入会者は、慶弔引当金の徴収方法を下記の項目から選択できるものとする。 1)入会時に慶弔引当金の不足分(1,200 円×年数)を一括で徴収する。
 - 2) 慶弔引当金(1,200円)を入会以降 20年間継続して徴収する。 本項目を適用する場合、加入地区で徴収管理を行い、地区間の移動者が発生した 場合、受け入れ地区に徴収開始・徴収終了年の情報を伝達するものとする。
 - (3)満 80 歳を迎えた会員は、翌年度より慶弔引当金を免除し年会費 3,600 円とする。 但し、上記(2)の 2)を選択した会員は、慶弔引当金を 20 年間徴収した翌年度より免除と する。
 - (4)満88歳を迎えた会員は、翌年度より名誉会員として年会費を免除する。 但し、上記(2)の2)を選択した会員は、年会費の中の慶弔引当金は20年間徴収した翌年度より適用とする。

第13条(総 会)

総会は、定期総会及び臨時総会とし、本部及び地区で開催するものとする。

- (1)定期総会は、年1回4月を基本として開催
- (2)臨時総会は、必要ある場合に会長の招集により開催

第14条(報告及び計画の承認)

本部及び地区の総会に於いて、活動報告・決算報告(会計監査含む)及び活動計画・予算計画の承認を得るものとする。

第15条(会員資格の消滅)

- 1. 会員の資格は、次の何れかの状況が発生した場合に消滅するものとする。
 - (1)会員本人が、逝去した場合
 - (2)会員本人より、退会の届出があった場合
 - (3)1ヶ年に渡り、年会費の入金がない場合
- 2. 会員は資格が消滅した場合、会員証を所属地区に返却すること

<付則>

- 1.本規約の改訂は、地区会長と協議のうえ、本部総会で決定するものとする。
- 2.本規約は、平成元年7月6日より施行するものとする。

<改定>

- 1.本規約の改訂履歴は、別途保管する。
- 2.本規約は、令和2年12月9日より履行するものとする。